

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 について

〔平成 30 年 6 月 15 日〕  
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 を別紙のとおり定める。



(別紙)

## まち・ひと・しごと創生基本方針 2018



# まち・ひと・しごと創生基本方針 2018

## (目次)

I. 地方創生をめぐる現状認識等	1
1. 我が国の人口減少・高齢化の現状	1
2. 東京一極集中についての現状認識	1
3. 地域経済の現状	3
II. 地方創生の基本方針	4
1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化	4
2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行	5
(1) 若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化	6
(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）	7
(3) 地方における外国人材の活用	7
(4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信	7
3. 人生100年時代の視点に立った地方創生	8
4. 平成32年度以降の次期5か年の「総合戦略」に向けて	8
III. 各分野の施策の推進	10
1. わくわく地方生活実現政策パッケージ	10
(1) UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）	10
(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）	11
(3) 地方における外国人材の活用	12
(4) 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）	13
(5) 子供の農山漁村体験の充実	14
(6) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信	15
2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	16
(1) 地域中核企業の発掘・成長支援を通じた地域未来投資の促進	16
(2) 地域経済を支える事業創出環境の整備	17
(3) 観光地域づくり・ブランディング等の推進	20
(4) 近未来技術等の実装	21
3. 地方への新しいひとの流れをつくる	22
(1) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進	22
(2) 地方への企業の本社機能移転の促進	24
(3) 生涯活躍のまちの推進	24
(4) 政府関係機関の地方移転	25

4.	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	26
	（1）「地域働き方改革会議」における「働き方改革」の実践等.....	26
	（2）出生数や出生率の向上に資する施策等の好事例の横展開.....	27
5.	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する... 27	27
	（1）まちづくりにおける地域連携の推進.....	27
	（2）エリアマネジメント等によるまちづくりの推進.....	28
	（3）コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進.....	30
	（4）遊休資産等の活用を通じた地域の「稼ぐ力」の向上.....	32
	（5）地方経済の中核・中核都市等への投資の喚起.....	32
	（6）集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成.....	33
	（7）地域共生社会の実現.....	34
	（8）地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	35
<b>IV.</b>	<b>地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢）.....</b>	<b>37</b>
1.	情報支援.....	37
2.	人材支援.....	37
	（1）地方創生カレッジ.....	37
	（2）地方創生コンシェルジュ.....	37
	（3）地方創生人材支援制度.....	38
3.	財政支援.....	38

# I. 地方創生をめぐる現状認識等

## 1. 我が国の人口減少・高齢化の現状

我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っている。平成 29 年 10 月 1 日現在の人口推計<sup>(1)</sup>によると、我が国の総人口は 1 億 2,670 万 6 千人で、前年に比べ 22 万 7 千人の減少と、7 年連続の減少となっている。65 歳以上の高齢者人口は、3,515 万 2 千人、総人口に占める割合（高齢化率）は 27.7%と最高を記録し、我が国の高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行している。

合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は平成 17 年に最低の 1.26 を記録した後上昇傾向となり、平成 27 年には 1.45 まで上昇したものの、平成 28 年は 1.44 と 2 年ぶりに低下し、平成 29 年には 1.43 となった。一方、年間出生数は平成 28 年に 97 万 7 千人となり、明治 32 年の統計開始以来初めて 100 万人を割り込み、平成 29 年には 94 万 6 千人となった。<sup>(2)</sup>

今後の見通しとして、平成 29 年の日本の将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）<sup>(3)</sup>では、近年の出生率の上昇傾向を反映して、将来の出生率の仮定が 1.44 と前回の 1.35 よりも高く設定されており、平成 77 年の総人口の推計は約 670 万人増加し 8,808 万人、老年（65 歳以上）人口割合の推計は 2 ポイント低下し 38.4%となり、人口減少の速度や高齢化の進行度合は、やや緩和されたものとなっている。

しかし、平成 30 年の日本の地域別将来推計人口<sup>(4)</sup>では、平成 52 年における推計値について、前回よりも総人口が減少した地方公共団体数は全体の約 7 割、年少（15 歳未満）人口割合が低下かつ老年人口割合が上昇した地方公共団体数は約 5 割となっている。人口規模別に分析すると、人口規模が大きい市町村では人口のピークが後年にずれているところも見られる一方で、人口規模の小さい市町村ほど人口減少や高齢化の傾向が強まっており、前回より厳しい状況となっている。平成 57 年の総人口は、東京都を除いたすべての道府県で平成 27 年を下回ると推計されており、全体的な動向において、我が国の人口減少に歯止めがかかるような状況とはなっておらず、我が国における将来の人口減少と高齢化は依然として深刻な状況である。

## 2. 東京一極集中についての現状認識

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が継続している。平成 29 年に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）や名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県）が 5 年連続の転出超過を記録する中で、12 万人の転入超過（22 年連続）を記録した（転出者数 36 万 2 千人〔前年比 2 千人増〕に対し転入者数がこれを上回る 48 万 1 千人〔前年比 3 千人増〕となっており、東京圏への転入超過数は平成 23 年以来 5 年ぶりに減少した平成 28 年から

(1) 総務省「人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在）」（平成 30 年 4 月 13 日公表）。

(2) 厚生労働省「平成 29 年（2017）人口動態統計月報年計（概数）」（平成 30 年 6 月 1 日公表）。

(3) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（平成 29 年 4 月 10 日公表）。

(4) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（平成 30 年 3 月 30 日公表）より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計（福島県は県のみの推計のため含まず）。

一転、若干の増加に転じた。) <sup>(5)</sup>。このような状況の中で、平成 29 年の東京圏の人口は 3,643 万 9 千人となり、全人口の約 3 割が集中している <sup>(6)</sup>。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、平成 29 年は 15～19 歳 (2 万 7 千人) と 20～29 歳 (9 万 1 千人) を合わせて 11 万人を超える転入超過となっており、増加傾向にある (平成 29 年は前年比 2 千人増であった。) <sup>(7)</sup>。

また、東京圏以外の地方における 15～29 歳の若者人口は、平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間で約 3 割 (532 万人) <sup>(8)</sup>、出生数は約 2 割 (17 万人) と、東京圏と比較して大幅な減少 (東京圏では若者人口約 2 割 (175 万人)、出生数約 5 % (2 万人) の減少) が見られる。そのような中において、東京都と沖縄県は 15 年間で出生数が増加しており、特に東京 23 区で増加している (23.6%) <sup>(9)</sup>。

全国の地方公共団体の状況を見ると、東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中核中核都市が大半を占めている。転出超過上位 63 の地方公共団体で約 5 割、200 の地方公共団体で約 7 割、300 の地方公共団体で約 8 割を占めている <sup>(10)</sup>。道府県別に見ると、転出超過数が多いのは大阪府、兵庫県、愛知県といった大都市圏を構成する府県であり、これに東日本の各県が続いている。

東京圏においては、都心部を中心に子育て世代が特に集中する地域では、保育所等の整備が課題となる一方で、今後高齢化が急速に進展し、平成 27 年から平成 37 年までの 10 年間で 75 歳以上の高齢者が 175 万人増加すると見込まれている <sup>(11)</sup>。これに伴い、医療・介護ニーズが増大し、医療・介護人材を中心に地方から東京圏への人口流出が一層進む可能性が指摘されている。

もとより、東京は引き続き我が国の成長エンジンとしての役割を果たすとともに、世界をリードする国際都市として発展していくことが重要である。しかしながら、過度な東京一極集中は、経済活動ではサービス産業を中心とした効率性、日常生活ではその利便性、生活及びビジネスの場面では人や情報の交流の直接性など集積のメリットを超えて、通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、さらに、保育サービスや高齢者介護サービスにおける多数の待機者等、生活環境面で多くの問題を生じさせる。東京に人や資産が一極集中している状態は、首都直下地震などの東京を範囲とした巨大災害に伴う被害そのものを大きくするのみならず、日本経済全体に全体に大きなダメージを与える。

以上から、東京一極集中是正は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

<sup>(5)</sup> 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成 29 年 (2017 年) 結果」(平成 30 年 1 月 29 日及び 4 月 26 日公表)。

<sup>(6)</sup> 総務省「人口推計 (平成 29 年 10 月 1 日現在)」(平成 30 年 4 月 13 日公表)。

<sup>(7)</sup> 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成 29 年 (2017 年) 結果」(平成 30 年 1 月 29 日及び 4 月 26 日公表)。

<sup>(8)</sup> 総務省「人口推計」より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

<sup>(9)</sup> 厚生労働省「人口動態統計」より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

<sup>(10)</sup> 平成 29 年の住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

<sup>(11)</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計)」(平成 30 年 3 月 30 日公表)。

### **3. 地域経済の現状**

地域の経済動向をみると、第二次安倍内閣発足前と比較して、完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は、史上初めて全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も全ての都道府県で上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境に厳しいところもみられる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が生じている。

また、今後高齢化が更に進展することに伴い、労働供給の停滞が地域経済の成長制約となる可能性がある。加えて、地方において大多数を占める中小企業は、大企業と比べて人手不足感が高まっていることにも注意が必要である。

さらに、平成37年に70歳を超える中小企業等の経営者のうち約半数は後継者未定である。これら後継者未定の中小企業等は日本企業全体の約3割に相当し、そのうち約半数は黒字企業であるため、現状を放置した場合には、地域経済を支える「稼げる企業」が消滅していく。

## Ⅱ. 地方創生の基本方針

### 1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。このため、国及び地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定、平成29年12月22日改訂。以下「総合戦略」という。）、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。）に掲げた基本目標や重要業績評価指標（KPI）の達成に向けて、政策パッケージ・個別施策に引き続き取り組むこととしている。

地方創生は、平成26・27年度の国及び地方の「戦略策定」を経て、平成28年度から本格的な「事業展開」の段階に入り、平成29年度には5か年の「総合戦略」について中間年の総点検を行った。平成30年度はこの結果を踏まえ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」や企業の本社機能の移転促進などライフステージに応じた政策メニューの充実・強化を図る。

さらに、UIJターン対策等の「ひと」と「しごと」に焦点を当てた「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、地方創生を大胆に実行する。その際、人口減少や高齢化の傾向が強まっている小規模の市町村に十分な政策効果をもたらされるよう地方と連携して推進する。

加えて、今後は「まち」にも焦点を当て、東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市などの中枢中核都市が大半を占めていることを踏まえ、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

地方創生の取組は、持続性のある取組を息長く続けていくものであり、必ずしも一朝一夕に大きな成果が出るものではない。しかしながら、我が国の現状に鑑みると、一刻の猶予もないことも事実である。最近では、関係者の中で地方創生への熱意が薄れているのではないかと指摘や、地方公共団体によっては危機意識にばらつきが感じられるとの指摘も出ているが、危機感を持って、地方創生に官民を挙げてより強力に取り組まなければならない。その際、各地方公共団体においては、「自助の精神」を持って、自らのアイデアで、自らの未来を切り拓いていくことが重要である。そのため、地方公共団体においては、地域経済分析システム（RESAS）の活用等により、データを基に自らの強みと弱みを分析・把握し、施策の効果を検証しながら、地方創生に取り組むことが求められる。国としては、今後とも、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって関係府省と連携するとともに、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、安定的に事業に取り組めるよう、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援する。

国家戦略特区については、幅広い分野における残された「岩盤規制」の改革を行

う。また、地域限定型「規制のサンドボックス」制度<sup>(12)</sup>を創設し、自動車の自動運転、無人航空機、これらに関連する電波利用の、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を迅速かつ円滑に実現できるようにする。

さらに、全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある地方公共団体に対しては、国家戦略特区の4次指定の検討を進めていく。

総合特区制度については、大半の特区が新計画へ移行したことを踏まえ、特区からの規制の特例措置の提案を促進し、その実現に向けて適切な対応に努めるとともに、財政・税制・金融上の支援措置の更なる活用を図ることにより、地域の実情に合わせた地方創生を推進する。

今後、更に地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、平成42年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs<sup>(13)</sup>）の達成のための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する。

## 2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行

地方には、通勤時間が短く家族との時間が取りやすいこと、身近に自然と触れ合えること、新鮮な地元農産物による豊かな食生活が送れること、生活費や住宅取得コストが低いため、収入が低くても広い住宅で豊かな暮らしを送れることなどの「実質的豊かさ」をはじめ、固有の歴史・文化・伝統などの魅力が溢れている。また、「恵まれた環境の中で仕事や研究に専念したい」、「地域の伝統ある文化・芸術活動に携わりたい」、「地域特性を活かした起業にチャレンジしたい」、「競争相手の少ない地方でビジネスチャンスを見いだしたい」、「自然豊かな地方で子どもの生きる力や考える力を育む子育てをしたい」、「親の介護をしながら働きたい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」、「心にゆとりのある暮らしをしたい」といった様々な理由で地方に移住する動きが見られる。また、近年若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が見られるとともに、「関係人口<sup>(14)</sup>」という動きも出てきている。

しかしながら、若者を中心として地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過が続いており、また、平成12年から平成27年までにかけて地方の若者は約3割減少（532万人減）している。

<sup>(12)</sup> 国家戦略特区において、諸外国の「規制の砂場（レギュラトリー・サンドボックス）」を参考に、監視・評価などの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を見直すもの。

<sup>(13)</sup> Sustainable Development Goals の略。平成27年9月の国連サミットで採択された平成42年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされている。

<sup>(14)</sup> 自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援するような人たち、すなわち、「観光以上移住未満」と位置付けられる動き。

これに伴い、15歳以上の就業者については、東京圏では増加（160万人増）しているのに対し、地方では大幅に減少（228万人減）している<sup>(15)</sup>。このうち、男性（15～64歳）の就業者については、東京圏では微減にとどまる（25万人減）のに対し、地方圏では東京圏への転出超過の影響もあり大きく減少（310万人減）している。女性（15～64歳）の就業者については、東京圏では増加（91万人増）しているのに対し、地方では大きく減少（72万人減）しており、就業率をみると、地方の増加率は東京圏を下回る（東京圏は10.5ポイント増、地方は6.9ポイント増）。また、高齢者（65歳以上）の就業者については、東京圏、地方ともに増加（東京圏は94万人増、地方は154万人増）しているが、地方での就業率は減少（1ポイント減）している。こうした中で、地方において、中小企業を中心として企業の人手不足感が高まっており、今後の成長制約となる可能性がある。

このような現状を踏まえ、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下で、有識者から成る「わくわく地方生活実現会議」を開催し、地方において個人の希望をかなえるという質的な視点はもとより、地方における担い手確保という量的な視点をも実現する観点から、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速させ、女性や高齢者等の活躍、外国人材の活用等を推進するための包括的かつ大胆な取組について議論を行い、6月5日に報告書を取りまとめた。

この内容を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって関係府省と連携して、以下の（1）から（4）から成る「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、地方創生を大胆に実行する。

## **（1）若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化**

### **①UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）**

東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIJターンによる起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図るため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。こうした取組により、「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」、「親の介護をしながら働きたい」といった若者・女性・高齢者等の希望をかなえる。また、将来的なUIJターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を進める。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

### **②地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）**

地域おこし協力隊の応募者の裾野を拡大し、隊員数の更なる拡充を図るとともに、これまでの起業支援に加えて事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一

<sup>(15)</sup> 総務省「労働力調査基本集計」のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

層推進する。また、有識者等による検討を行い、更なる拡充に向けた方向性を年内に取りまとめる。

### ③子供の農山漁村体験の充実

子供の農山漁村体験は、生きる力の醸成や将来のUIJターンの基礎の形成に資することから、その一層の体系的な推進を図るため、小学校、中学校、高等学校における取組について具体的な数値目標を定めるとともに、先駆的な長期（4泊5日等）の取組や中学校の取組等について支援の拡充を検討するなど、必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

## （2）女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

現在職に就いていない女性や高齢者等の起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図るため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。さらに、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援する。こうした取組により、「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえる。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

## （3）地方における外国人材の活用

地方創生の取組によるインバウンドや地元産品輸出の拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う多文化共生の充実等により、地方公共団体においては、外国人材の活用ニーズが高まることが見込まれる。

これに対応すべく、在外の親日外国人材を掘り起こし積極的に活用する仕組みを構築する。また、地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるようにするため、地方創生に従事する外国人材に対し在留資格の包括的な資格外活動許可を新たに付与する。さらに、日本の大学等を卒業した外国人留学生がその専門能力を十分に発揮できるよう高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続きの簡素化等を行う。

## （4）国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

地方への新しいひとの流れをつくるためには、ライフステージに応じた地方生活の魅力を具体的に発信し、地方での豊かな暮らしや夢の実現等への国民的な気運の醸成を図ることが重要である。そのため、効果的・戦略的な情報発信の媒体、手法等を通じた情報発信を進める。

また、「総合戦略」の4年度目を迎え、地域の創意工夫により様々な地方創生の取組の好事例が生まれてきている。例えば、廃校寸前だった島唯一の高等学校を、地域資源や地域人材を活用することで全国から生徒の集まる人気校へと進化させた島根県隠岐諸島の海士町、中山間地域において、国家戦略特区制度を活用することによって農業等の産業の競争力の強化に取り組む兵庫県養父市、漁業の新しいビジネスモデルづくりに挑戦し、付加価値を高める6次産業化を実現した山口県萩市、ICT環境を整備し遠隔勤務をする人々を集めることに成功した徳島県神山町はその好例と言える。今後これらの好事例を発信し、横展開することが重要である。横展開の際には好事例が誕生するに至ったプロセスを見える化するなどにより、それぞれの地域がその特性を踏まえて、改善を加え横展開ができるよう促していく。

### **3. 人生 100 年時代の視点に立った地方創生**

人生 100 年時代を迎えるに当たり、人々は「20 年学び、40 年働き、20 年休む」という人生に加え、多様な生き方を選択するようになる。さらに、インターネットの普及や交通インフラの発達により、地方や東京、更には海外も含め、それぞれの人生に合わせて生きる場所を選ぶようになる。

地方にとって、こうした状況はチャンスである。地方が、生活費や住宅取得コストの低さ、豊かな自然、固有の文化などの強みを活かし、新たなチャレンジの場やゆとりのある生活の場として多様な人材を集め、地域の活性化につなげていく必要がある。

人生 100 年時代の視点に立つと、地方創生には「まなび」の充実も欠かせない。地方から東京に学びに出て、一回り成長して戻ってくることもあれば、東京から地方に学びに出て、地方の魅力に惹かれてそのまま住み続けることもある。学び直しは、仕事への挑戦や地域への貢献等で、新たな可能性を生む。

また、人生 100 年時代を迎える中で、人の人生が多様化していくように、地方にも、それぞれのまちに合った未来の姿がある。それぞれの地域において人々が安心して生活でき、地域を元気にすることが、日本を元気にし、国土の維持・発展につながる。そのためには、地域が、地産地消や分散型エネルギー、近未来技術の社会実装等を活用しつつ、「稼ぐ力」を磨き上げ、経済的自立を目指すことが重要である。

上記の観点をもって、次期5か年の地方創生の「総合戦略」を検討していかなければならない。

### **4. 平成 32 年度以降の次期 5 か年の「総合戦略」に向けて**

地方創生は、平成 72 年という、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。地方公共団体が、長期的な視点から地方創生に安心して取り組むため

にも、現行の「総合戦略」に続く次期5か年の「総合戦略」を策定する必要がある。

そのため、今後は、現行の平成31年度までの「総合戦略」の総仕上げを目指すとともに、その進捗状況の総点検や、国の施策、支援措置（情報支援、人材支援、財政支援）によるものも含めた地方公共団体の取組の結果について必要な調査・分析を行った上で、平成32年度以降の次期「総合戦略」の策定に取り組む。

具体的には、各地方公共団体における出生数や出生率の向上に資する施策の事例調査、東京一極集中の是正に向けた特に若年層における東京圏への転入超過の要因分析、地域の所得向上に向けた取組の分析、各地方公共団体の「地方版総合戦略」に基づく取組の進捗状況の調査・分析等を行い、次期「総合戦略」に反映させる。

また、平成31年度に全国規模のフォーラムを開催するなど、現行の「総合戦略」の総括と次期5か年の「総合戦略」に向けて、地方創生を国民運動として盛り上げていく。

### Ⅲ. 各分野の施策の推進

#### 1. わくわく地方生活実現政策パッケージ

##### (1) UIJ ターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

###### <概要>

「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」、「親の介護をしながら働きたい」といった多様な生き方を求めて、UIJ ターンをする動きや都市部から過疎地域などの農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の動きがある中で、若者・女性・高齢者等のそういった希望をかなえるとともに、地方での担い手を確保するという観点から、UIJ ターンによる起業や中小企業等での就業（事業承継を含む。）を円滑に実現するため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。このうち起業については、関係省庁の施策や各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。また、将来的な UIJ ターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を進める。なお、移住者の把握方法について、調査検討を行う。

###### 【具体的取組】

###### ◎移住支援策の抜本的拡充

- ・東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域への UIJ ターン者が、起業や中小企業等への就業を行った場合に、これらの者の移住に伴う経済負担や中小企業等の採用活動に伴う費用負担等を軽減するため、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。その際、関係府省や先進的な地方公共団体の移住関連施策の効果検証を踏まえ、エビデンスに基づいたものとする。このうち起業については、各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。あわせて、これらの UIJ ターン者の住まいの確保を、ニーズに応じて地方公共団体や金融機関等との連携により支援する。
- ・起業に無関心な層に対する起業への理解と関心を高めるような取組を支援することにより、UIJ ターンによる起業希望者を拡大させる。また、起業ノウハウ等を提供する起業支援も行うことによって円滑な起業を促し、上記の移住支援策を補完する。

###### ◎受入れに積極的な企業の見える化や、人材の円滑なマッチング等への支援

- ・UIJ ターン希望者と地方中小企業等をつなぐため、地方公共団体による、統一性・一覧性のある情報の提供を通じた全国規模のマッチングを支援する。その際、各種金融機関等とも連携し、求人情報については大企業の情報に加え、地方の中小企業等の情報（地域おこし協力隊の情報も含む。）についても幅広く掲載する。また、利用者の利便性を向上させる観点から、ハローワークとも連携する。

###### ◎「関係人口」の拡大に向けた取組

- ・将来的な UIJ ターンにつなげるため、地域や地域の人々と多様に関わる

「関係人口」を創出する取組を、地方創生推進交付金の活用等により更に推進する。

**◎産官金の連携による地域企業への新たな経営人材還流の促進**

- ・主として地域の中核企業の経営人材ニーズに応える「プロフェッショナル人材戦略拠点」事業については、大企業や地域金融機関等との連携を促進する。より広い裾野の中小企業の経営人材ニーズについては、主として首都圏の一部の地域金融機関が関与し大企業のOB・OGとのマッチングを行う「新現役交流会」の試みに関し、OB・OGリストの充実や全国への横展開を図る。

**(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）**

**<概要>**

「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえるとともに、地方での担い手を確保するという観点から、地方における女性・高齢者等による起業や中小企業等での就業（事業承継を含む。）を円滑に実現するため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。このうち起業については、関係省庁の施策や各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。

**【具体的取組】**

**◎新規就業支援策の抜本的拡充**

- ・現在職に就いていない女性・高齢者等が、起業や中小企業等への新規就業を行った場合に、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。その際、関係府省や先進的な地方公共団体の関連施策の効果検証を踏まえ、エビデンスに基づいたものとする。また、現在職に就いていない女性・高齢者等の就業意欲を喚起する取組を支援する。このうち起業については、各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。
- ・女性・高齢者等と地方中小企業等をつなぐため、地方公共団体による、統一性・一覧性のある情報の提供を通じた全国規模のマッチングを支援する仕組みを活用する。
- ・起業に無関心な層に対する起業の理解と関心を高めるような取組を支援することにより、地方の女性・高齢者等の起業希望者を拡大させる。また、起業ノウハウ等を提供する起業支援も行うことによって円滑な起業を促し、上記の新規就業支援策を補完する。

**◎女性・高齢者等の活躍を促進するためのリカレント教育の抜本的充実**

- ・学び直しを通じ、女性・高齢者等の就業や起業、地域活動への参画を促進する観点や、地域の中堅・中小企業等の人材確保、生産性の向上を目指す観点から、リカレントプログラムを抜本的に充実させるため、ICTを活用した遠隔授業や、地方公共団体や地方大学・専門学校等の取組を促進する。
- ・女性・高齢者等の再就職が図られるよう、公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。

- ・生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援する。

### (3) 地方における外国人材の活用

#### <概要>

地方創生の取組によるインバウンドや地元産品輸出の拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う、多文化共生等の充実等により、地方公共団体においては、外国人材の活用ニーズが高まることが見込まれる。これに対応すべく、これまでの取組に加え、アジアや中南米をはじめとした在外の親日外国人材を掘り起こし、外国人材と地方公共団体のそれぞれのニーズをマッチングさせるための仕組みを構築する。また、地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるようにするため、複数の在留資格にまたがる活動に従事することが可能となるよう包括的な資格外活動許可を新たに付与する。さらに、日本の大学等を卒業した外国人留学生がその専門能力を十分に発揮できるよう高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続きの簡素化等を行う。

また、外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。

#### 【具体的取組】

##### ◎外国人材による地方創生支援制度の創設

- ・外国人材を要望する地方公共団体のニーズに応えるべく、在外公館において、国際交流基金及び国際協力機構（JICA）と連携し、日本語学習者や日系人、元国費外国人留学生等の在外親日外国人材の掘り起こしを図るため、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材への広報（大使館 HP 等）を行う。これらの取組を通じて得られた情報を基に、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材と地方公共団体のニーズ（地方創生業務）を円滑にマッチングさせるための仕組みを構築する。
- ・地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動できるように外国人材の活用による海外展開、多文化共生、災害対応や教育等、幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可を新たに付与する。

##### ◎外国人留学修了者の専門人材としての積極活用

- ・高度人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制について、特別加算の対象大学を拡大する。
- ・外国人留学修了者が就労する際の在留資格変更申請手続きについて、中小企業についても、一定の基準を満たす場合に、大企業と同じ提出資料となるよう簡素化する。
- ・外国人留学修了者が就労する際の在留資格変更許可に当たって、特に在留資格「技術・人文知識・国際業務」において、大学・大学院の卒業・修了者の専攻分野と業務との関連性について、柔軟に判断しているところであるが、この旨をガイドラインにおいて、より明確化する。

##### ◎外国人留学生の大学入学資格の緩和

- ・多様な国・地域からの留学生を受け入れ、大学の国際化を一層進めるため、学校教育における11年以上の課程を有し、修了時に大学相当の学校への入学が認められる外国の課程について確認を行い、我が国でも大学入学資格を認めるよう検討を進め、速やかに成案を得る。

#### ◎外国人材の地域での更なる活躍等

- ・JET プログラム国際交流員（GIR）が、地域の経済団体等と連携して業務を行うことを促進するなど、インバウンドや海外販路開拓等に従事するGIRの一層の拡大を行う。
- ・外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、JET プログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。
- ・また、地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

### （４）地域おこし協力隊の拡充（６年後に８千人）

#### <概要>

平成 29 年度の地域おこし協力隊員数は 4,976 人（うち旧田舎で働き隊員 146 名）であり、平成 25 年度比で約 5.1 倍に増加している。また、隊員の約 6 割は、任期終了後も引き続き同じ地域に住み続け、同一市町村内に定住した隊員の約 3 割は自ら起業するなど、地域で新しい仕事を創り出している。

応募者の裾野を拡大することにより、隊員数の更なる拡充を図るとともに、起業に加えて事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

また、制度創設から 10 年目を迎えることから、有識者等による検討を行い、地域おこし協力隊の更なる拡充に向けた方向性を年内に取りまとめる。

#### 【具体的取組】

#### ◎地域おこし協力隊の更なる拡充

- ・メディアを通じた広報を一層強化するとともに、関係機関と連携した様々なチャネルによる周知を行い、シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。
- ・隊員の起業に向けた金融面での支援を検討するなど、起業支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。
- ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊（仮称）」を創設する。
- ・今後増える隊員 0B・0G をネットワーク化することにより、隊員の受入れ・サポート体制の充実を図る。
- ・制度創設から 10 年目を迎えることから、地方公共団体から課題等を聞き取るほか、有識者等による検討を行い、地域おこし協力隊の更なる拡充に

に向けた方向性を年内に取りまとめる。

## (5) 子供の農山漁村体験の充実

### <概要>

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方への UIJ ターンの基礎を形成することが期待できるため、一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行うことが望ましい。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒との交流により、足元の地方の魅力を再発見することとなる。さらに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地にとっての地方創生にも資することとなる。

このため、子供の農山漁村交流の取組を一層体系的に推進することとし、これに必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

### 【具体的取組】

#### ◎子供の農山漁村体験の目標の設定

- ・年内を目途に、小学校、中学校、高等学校における取組について具体的な数値目標を定める。

#### ◎子供の農山漁村体験の取組への支援の拡充

- ・先駆的な長期（4泊5日等）の取組や中学校の取組等について支援の拡充を検討する。

#### ◎取組のサポート体制の構築

- ・新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入れ側の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。その際、教職員の負担軽減の観点から、サポート可能な教職員 OB・OG、大学、地域ボランティア等のデータも付加することとし、教育委員会、大学などの関係機関に対してサポート人材に係るデータの収集に関する協力を依頼する。また、教育委員会等には新たなコーディネートシステムの活用について協力を依頼する。

#### ◎送り手側への支援・対応

- ・農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。
- ・学校等に対する普及啓発を図るとともに、子供の健全育成のための体験活動プログラムの充実・強化を図る。また、中学校や高等学校における農山漁村体験を実施する際の課題とその解決につながる事例や授業時間数確保の工夫事例の事例集を作成し、横展開を図る。さらに、大学生ボランティアの参画を推進する。

#### ◎受入れ側への支援・対応

- ・農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。

- ・自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。
- ・国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上等人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。

## (6) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

### <概要>

地方への新しい人の流れを作るためには、地方移住についての支援施策の推進のみならず、ライフステージに応じた地方生活の魅力を具体的に発信し、地方での豊かな暮らしや夢の実現等への国民的な気運の醸成を図ることが重要であるため、効果的・戦略的な情報発信を行う。

また、「総合戦略」の4年度目を迎え、地域の創意工夫により様々な地方創生の取組の好事例が生まれてきており、今後これらの事例を発信し、横展開することが重要である。横展開の際には好事例が誕生するに至ったプロセスを見える化するなどにより、それぞれの地域がその特性を踏まえて、改善を加え横展開を促していく。

### 【具体的取組】

#### ◎国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

- ・地方への新しい人の流れを作るためには、地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要である。このため、政府広報キャンペーンとして、入学、就職等により人の流れが活発化する4月に向けて、マスメディアやSNS等を活用して、若者をターゲットにした地方生活の魅力の発信を行った。加えて、進学や就職で東京に来た人たちが新生活に少し落ち着く5月に、電車内広告等を通じて47都道府県の地元からの応援メッセージを発信し、「地方」「地元」を印象付ける取組を行った。また、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議においては、地方移住経験者や若者も参加し、地方居住推進に向けた意見交換等を行った。さらに、移住者の増加を実現している地方公共団体の好事例の情報発信を行った。
- ・地方での豊かな暮らしや夢の実現等についての国民的な気運の醸成を図るためには、地方で暮らすことや地方との関わりを持つことの魅力を知ってもらい、関心を抱いてもらうことが重要である。このため、従来の取組を一過性のものとせず、戦略性をもって継続して行う必要がある。例えば、若者に向けて、動画配信サイトを通じて地方生活を実践している人がその魅力を発信するなど、ターゲットに適した手法を用いた情報発信を進める。さらに、地方移住における多様な生き方を求めるニーズに応えられるよう、様々な地方生活やその魅力についての情報発信を進める。
- ・地域の創意工夫により生まれている様々な地方創生の取組の好事例についても発信し、その横展開を促す。

## 2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

### (1) 地域中核企業の発掘・成長支援を通じた地域未来投資の促進

#### <概要>

地域経済を再生していくためには、地域においてその特性を活かし、海外を含めた域外需要を獲得し、その効果を地域経済全体にもたらすことのできる事業を創出していくことが重要である。そのため、平成 29 年に施行された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域経済牽引事業に対し、予算・税制等による支援を集中的に投入していく。あわせて、地域経済牽引事業の担い手となる地域中核企業の発掘・支援のため、地域の支援機関の連携を一層強化する。加えて、地域に不可欠な経営資源が域内で調達できない場合については、海外も含めた域外企業の投資の呼び込みなども行うなど、関係した施策との連携を図り、地域の全体の「稼ぐ力」を高めていく。

#### 【具体的取組】

##### ◎地域の未来につながる地域経済牽引事業の促進

- ・平成 29 年に施行された地域未来投資促進法に基づき、186 の基本計画に同意し（平成 30 年 5 月 28 日時点）、634 の地域経済牽引事業計画、32 の連携支援計画が承認された（同月 25 日時点）。これらの計画に対して、予算（地方創生推進交付金を含む）、税制、金融、規制の特例などの支援策を集中的に投入し、3 年間で 2,000 社程度の支援を目指す。
- ・あわせて、地域経済牽引事業の候補を数多く掘り起こすことを趣旨・目的として、地域経済への波及効果が分かるビッグデータの活用や地方公共団体からの推薦等も踏まえて、平成 29 年 12 月末に 2,148 社の「地域未来牽引企業」を選定・公表した。選定企業に対しては、地域未来コンシェルジュがきめ細かく相談に応じるとともに、地域未来投資促進法をはじめ、海外展開支援や専門人材確保等の関係施策と連携を図りながら、支援していく。
- ・今後、取組状況の PDCA 等を踏まえて、地域経済牽引事業の担い手の候補を更に掘り起こしていくとともに、関係省庁、地方公共団体、各種支援機関と連携し、地域経済牽引事業や地域未来牽引企業に対する支援の充実を図る。
- ・市場の成長が高く期待できる分野の産業振興に取り組む地方公共団体における産業振興戦略の策定を支援するほか、当該戦略に沿った事業者の取組に対して、地域未来投資促進法に基づく支援をはじめとした関係施策による支援の重点化を図る。

##### ◎地域経済牽引事業の担い手となる地域中核企業の発掘・支援

- ・地域経済牽引事業の担い手となる地域中核企業を発掘・支援するため、潜在的な成長力の高い地域の中堅・中小企業について、そのパートナー候補企業や大学等による連携体制の構築支援や、事業化戦略の立案、技術開発、販路開拓等への支援を実施する。
- ・国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなる「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援するとともに、関係機関等と連携し、航空機、

新素材、医療機器などの成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。

- ・上記のような取組を通じて、地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、平成 32 年までに 1,000 支援する（平成 29 年度末時点で、経済産業省における予算等で、これまでに約 400 のプロジェクトを支援。）。
- ・地域の公設試験研究所、大学、産業支援機関、金融機関等の更なる連携体制を構築するとともに、当該機関への設備導入の促進や、広域にわたる地域間での支援設備の効率的な活用、支援ノウハウの相互共有等を促進することにより、地域の支援機能を強化していく。

#### ◎地域における対日直接投資の拡大

- ・外国企業の投資による新たな経営資源の流入等による地域経済活性化を促すため、関係府省庁及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が連携して、地方公共団体等の誘致計画策定や地域の魅力発信、個別企業へのアプローチをはじめとする外国企業誘致活動を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を今年度から開始するとともに、JETRO の国内事務所における支援体制を強化する（平成 29 年末時点の対日直接投資残高：28.6 兆円）。

## （2）地域経済を支える事業創出環境の整備

### <概要>

地域経済再生のためには、地域の特性を踏まえながら、その地域を支える企業の稼ぐ力を維持・向上していく環境整備についても、進めていく必要がある。

このため、地域における事業承継や創業に対する支援等、地域企業の新陳代謝を高める取組を実施していく。また、多くの地域経済で重要な役割を担い、成長産業化が期待される農林水産業や観光業等に関し、ブランド化など地域の様々な魅力を活用する地域商社事業等の取組についても支援を実施していく。さらに、地域社会の抱える多様な課題の解決に取り組む社会的事業を推進するため、その社会性を評価する制度設計等の検討を行う。

加えて、これらの取組を進めるためには、地域企業への経営人材還流を促進させていくことが肝要であり、地方公共団体や民間事業者だけではなく、地域の実情に精通した地域金融機関を巻き込むことで、産官金の連携による取組を深化させていく。

あわせて、地方公共団体を核に地域の事業者を巻き込みつつ、地域資源を活用したエネルギーの地産地消を行う分散型エネルギーシステムの構築を推進する。

### 【具体的取組】

#### ◎事業承継

- ・現在、経営者の高齢化が急激に進んでおり、平成 37 年には 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人と予想され、うち約半数が後継者未定の状態である。これは日本企業全体の約 3 割に相当するため、地域経済を揺るがしかねない問題である。中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後 10 年程度を集中

実施期間として取組を強化する。抜本拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化など、承継前後のシームレスな支援を実施する。地域経済を支える小規模・個人事業主の承継に対する予算や税といった総合的な支援策や、大企業・中堅企業と連携した承継の支援を進める。事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣などの支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図る。また、地域の発展・生活や経済の基盤として必要なビジネスをUIJターン人材等が引継ぎ成長させる仕組み構築のため、事業引継ぎ支援センターとプロフェッショナル人材戦略拠点が連携したモデル事業を実施する。

#### ◎創業支援

- ・ 域内経済を活性化させるためには、地域に新たなビジネスや雇用を創出するためのリスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育の普及を通じた新陳代謝の促進が必要である。

そのため、平成30年通常国会で成立した改正産業競争力強化法に基づいて、市区町村が作成する「創業支援等事業計画」を国が認定することによる、地域における創業支援体制の整備や創業に関する普及啓発を行う事業に対する支援の充実、融資や税制面の優遇などの資金面での支援策等により、各種創業を支援する。

- ・ また、中小企業庁が開催する「創業スクール選手権」、株式会社日本政策金融公庫等が開催する「高校生ビジネスプラン・グランプリ」等の創業関連イベントを通じて、創業に対する関心を喚起するとともに、起業家教育のモデル事業を実施し、優良事例の横展開等を推進していく。

#### ◎農林水産業や観光業等の成長産業化のための地域のブランド化

- ・ 地域のブランド化を通じた地域資源の高付加価値化や市場開拓を行う地域商社事業を創出するため、地方創生推進交付金等を通じた事業化支援のほか、地域商社協議会等を通じた地方公共団体や事業者のマッチング支援など、総合的な政策パッケージで支援を行っていく。

#### ◎漁業・水産業における女性の参画の促進

- ・ 漁業・水産業で活躍する女性の存在感を高めるとともに、女性の仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しする「漁業女子プロジェクト（仮称）」を立ち上げる。

#### ◎民間の立場から地域課題の解決を図る「社会的事業」をめぐる環境の整備

- ・ 人口減少や財政制約の顕在化等が進展する中で、多様化する地域の社会的課題に効果的に対応するためには、公的主体が担っていたサービスの一部を社会的事業に開放するなど民間の知恵やノウハウ、資本を活用する社会的事業の推進が必要である。このため、社会的事業の更なる発展に向け、①中核人材の担い手の発掘・育成と周囲のサポート環境整備、②社会性に関する認知度向上につながる仕組みの整備、③事業特性を踏まえた資金調達等への支援と中小企業施策との連携、④ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の普及促進等を進めていく。

具体的には、

- － 地方創生カレッジ等の仕組みを通じた社会的事業の起業・マネジメント

人材の育成支援や成功事例の共有

- 一事業の社会性を公正・公平・客観的に評価・認証する仕組みの検証・検討
- 一自立化までに相対的に時間を要する社会的事業の特徴を踏まえた資金面での支援策の検討や中小企業施策との連携
- 一地方創生推進交付金等による支援や公的データの利活用環境の整備を通じた地方公共団体によるSIBを活用した行政サービスの効率化の推進
- 一社会的事業の市場規模やサービス分野に応じた実現可能性等についての調査研究  
などの取組を進める。

#### ◎産官金の連携による地域企業への新たな経営人材還流の促進

- ・各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を通じ、平成29年度末時点で約2万3千件の相談を受け、約2千8百件のプロフェッショナル人材の採用が実現しているが、今後、事業承継を含めた経営課題やサービス業、地域商社・DMO<sup>(16)</sup>など、一層多様なニーズに応えるため、経済団体の協力を得て、大企業との全国的な連携を促進するとともに、人材ニーズの発掘・マッチングにノウハウのある民間事業者と連携を進める。また、地方大学と実務経験のある企業出身者とのマッチングにも取り組む。将来的には、民間ベースの自走できるシステムへ再構築することを目指し、地域金融機関等との連携を強化する<sup>(17)</sup>。
- ・主として地域の中核企業を対象とする「プロフェッショナル人材戦略拠点」事業に対し、より広い裾野の中小企業の経営人材ニーズの把握や人材供給については、現在、民間の人材会社による対応が十分行われていない一方、民間ベースで、「新現役交流会」の名称の下、主として首都圏の一部の地域金融機関が関与し、その取引先企業等と、中小企業等の経営支援に意欲ある大企業OB・OGが、一堂に会した面談・マッチングの試みが行われており、成果を上げている。この試みを地域の中小企業の人材確保、地方への新たな人の流れにつなげていくため、経済団体の協力を得て、大企業OB・OGのリストを充実する。また、開催実績のない地域の地域金融機関が地方公共団体と連携して開催する場合には、地方創生推進交付金による支援も検討しつつ、全国の地域金融機関に広く周知して横展開を図る。

#### ◎地方公共団体を核とした分散型エネルギーシステム構築の推進

- ・「分散型エネルギーアドバイザー（仮称）」の創設・地方公共団体への派遣により、分散型エネルギーシステムの機運醸成を図るとともに、地方公共団体向けのスタートアップ窓口を構築することにより、分散型エネルギーインフラプロジェクトに取り組む団体の裾野を拡大する。
- ・事業化に向けた現場での取組と専門的アドバイスが可能な人材（地域おこし企業人等）のマッチングの支援や事業化に当たってのマニュアルの整備等による関係府省と連携した「総務省事業化ワンストップ相談窓口」の強化等により、地方公共団体の取組に対する伴走支援を強化する。

<sup>(16)</sup> Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランディング、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

<sup>(17)</sup> 金融庁も、平成30年3月、銀行本体及びその子会社等における取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するための監督指針の改正を行った。

### (3) 観光地域づくり・ブランディング等の推進

#### <概要>

観光立国・観光先進国の実現に向け、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進し、その地域の魅力を効果的に発信するために、観光地経営の視点に立った観光地域づくりやブランディングの中心となる DMO の形成・育成を加速させていく。また、古民家等の地域資源の魅力を高める取組を推進するほか、地域における文化財を活用した観光地域づくり・ブランディングの推進に取り組む。さらに、スポーツツーリズムの推進など、スポーツ資源を活用した地域活性化を進める。

日本各地に存在する産業遺産は、その地域のみならず、日本の産業の歴史を物語る貴重な資産である。産業遺産に関する情報発信の機能を整備し、観光資源としての積極的な活用を図ることで、その地域に特色を持たせるとともに、関連地域への人の流れを促進する。

#### 【具体的取組】

##### ◎DMO を核とする観光地域づくり・ブランディングの推進

- ・平成 29 年度末時点で 70 の日本版 DMO 及び 128 の日本版 DMO 候補法人が登録されているところである。平成 32 年までに世界水準の DMO（先駆的インバウンド型 DMO）を 100 組織形成するために、以下の情報支援・人材支援・財政支援を実施していくとともに、優良事例の深掘り及び横展開を推進し、全国的な取組水準の引上げを図る。あわせて、DMO 間の適切な役割分担に基づく広域的な連携を促進していく。
- ・情報支援については、「DMO ネット」により、DMO の業務効率化を支援するとともに、DMO の活動をサポートできる民間事業者や人材とのマッチング、DMO 間の連携を効率的に進めていく。また、日本政府観光局（JNTO）によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供を促進する。
- ・人材支援については、海外での先行事例から得られる知見も取り入れた人材育成プログラムの提供や地方創生カレッジとの連携を推進する。
- ・財政支援については地方創生推進交付金や、広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業による支援を行っていく。また、官民ファンド等による投資を促進するとともに、DMO の安定的な運営資金の確保についても検討を行う。

##### ◎古民家などの歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・古民家などの歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化につなげる取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に平成 32 年までに全国 200 地域で展開する。
- ・「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、クラウドファンディングを活用し、古民家等の活用に向けた資金調達やブランド化に向けた取組を進める。また、料理人と農泊地域とのマッチング支援等に取り組むことに加え、古民家等の活用についての担い手の発掘、研修プログラムの策定・試行、専門家の派遣による人材育成支援を行うほか、SNS などのオンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。さらに、農泊の取組の支援を通じ、農山漁村の所得向上と活性化を実現する。あわせて、合理化され

た建築基準法などの関連する規制・制度の活用を促進するとともに、歴史的建築物の活用促進のためのガイドライン等の普及を図る。

#### ◎スポーツ資源を活用した地域活性化

- ・平成 32 年までにスポーツ目的の訪日外国人数を 250 万人程度に増加させるため、平成 30 年 3 月に策定した「スポーツツーリズム需要拡大戦略」に基づき、国内外に向けたプロモーションの実施等に取り組む。特に、日本の強みを活用でき、訪日個人旅行者等の需要拡大に有望な分野である武道の見学・体験やアウトドアスポーツを新規重点テーマとして推進する。
- ・地方公共団体において地元の合意形成の中核を担う人材確保を促進するなど、スタジアム・アリーナを核とした地域全体の活性化を推進する。
- ・平成 30 年度中に大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA<sup>(18)</sup>）を創設し、スポーツイベントや合宿の活用等を通して、地域の活性化を図る。

#### ◎地域における文化財を活用した観光の振興

- ・平成 30 年通常国会で成立した改正文化財保護法に基づく文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす地方公共団体の取組や、文化財を魅力的な観光資源として磨き上げ、観光客増を文化財への更なる投資につなげる地域活性化の好循環を創出する取組を支援するとともに、我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信等を支援する。

#### ◎多様な地域の産業遺産を活用した観光の振興

- ・世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産を活用した観光の振興を図る一環として、調査研究・人材育成・情報提供のための総合的な拠点（シンクタンク）となる産業遺産情報センターの整備について平成 30 年度より着手する。

## (4) 近未来技術等の実装

### <概要>

近未来技術等の実装による新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から革新的で、先導性と横展開可能性の優れた施策について、地方創生推進交付金をはじめとする関係府省庁による支援を行う。

### 【具体的取組】

#### ◎近未来技術等の実装による新しい地方創生

- ・本取組は、Society5.0 に向けた 5 つの戦略分野（未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定））や、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の成果等を含め、最新の科学技術や知見等を活用して地方創生を進めていく。先導性と横展開可能性等の優れた地方公共団体からの提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金などの関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組

<sup>(18)</sup> 大学スポーツ先進国のアメリカにおける NCAA（全米大学体育協会：National Collegiate Athletic Association）という大学横断的かつ競技横断的統括組織も参考に、人材や施設等の大学スポーツ資源が持つ潜在力を発揮するため、日本においても創設を検討している大学の運動部活動の統括組織。

みを整備し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

- ・例えば平成 32 年に実用化が見込まれる、超高速・多数接続・超低遅延の通信を実現する第 5 世代移動通信システム（5G）を活用し、地場産業の興隆や各種の地域課題の解決を行うことで新しい地方創生を実現する。このために 5G の地域への展開、課題解決に向けた様々な実証を平成 30 年度も実施し、地方・全国展開のモデルとして幅広く提示する。また、5G などの高度無線環境を支える光ファイバ網等の整備の在り方について検討を行い、平成 30 年夏頃までに結論を得る。
- ・「近未来技術実装関係省庁連絡会議（平成 30 年 2 月 15 日から開催）」において、各種補助金や特区の特例適用等について、幅広く活用の検討を行うとともに、関係省庁（出先機関を含む）、地方公共団体、民間事業者等で構成する「（仮称）近未来技術地域実装協議会」を構築し、複数の地方支分部局にまたがる「ワンストップ支援」を行うなど、関係府省庁の総合的かつ横断的な支援を強力かつ迅速に実施する。

### 3. 地方への新しいひとの流れをつくる

#### (1) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・

##### 就業の促進

###### <概要>

近年、地方の若者が大きく減少している。また、東京圏への転入超過数の大半は若者である。さらに、18 歳人口は平成 28 年の約 120 万人が平成 52 年には約 88 万人へと大きく減少すると見込まれている。

このような状況を踏まえ、平成 30 年通常国会で成立した地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度、東京 23 区内の大学の学部等の収容定員の抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により地域における若者の修学及び就業の促進に取り組む。

また、若者の UIJ ターンや地元定着の促進に向けた取組として、奨学金返還支援の全国展開、大学生の地方圏と東京圏の対流・交流の促進、地方創生インターンシップの推進、サテライトキャンパスの設置につながる仕組みの検討に取り組むほか、高等学校段階でも地域課題の解決等の学びの場の提供を通じた地域理解を進める。

###### 【具体的取組】

##### ◎地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進

- ・首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端科学や農業、観光などの地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援する。あわせて、国は当該取組に対し、専門的な知見を有する外部の有識者等による伴走支援を行う。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会

の創出を促進する。

- ・東京 23 区内の大学の学部等の収容定員の抑制については、平成 32 年度の大学の設置等の文部科学大臣への認可申請が予定されている平成 30 年 10 月までを目途に、例外事項の詳細等を定める。また、東京 23 区内の大学の学部等の収容定員を把握すること等により、本収容定員抑制に係る制度の適正な運用を確保する。

#### ◎若者世代の UIJ ターンや地元定着を促進するための取組の推進

- ・地元企業等に就業した者の奨学金返還支援については、平成 30 年度は 32 府県が実施（実施予定の 1 県を含む。）しており、昨年度よりも 6 県増加している。今後は、事例集の作成、周知等を通じ、取組を更に全国展開するとともに、支援制度の効果検証を踏まえ、必要な方策を検討し、年内を目途に成案を得る。
- ・地方創生インターンシップについては、「地方創生インターンシップポータルサイト」を充実するとともに、地方公共団体と首都圏の大学等との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成を進める。
- ・東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む。）についてマッチングシステムの具体化に向けて取り組む。
- ・また、地方創生の観点から、これまで行ってきた小中学校における地方移住等に伴う区域外就学制度の活用促進の取組に加え、地方の高等学校等への地域外就学等の促進のため、それらの情報や魅力等の発信を強化するとともに、学生が地方と東京圏を相互に対流・交流する取組を強化する。

#### ◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着や Uターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域の関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。

#### ◎高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

- ・実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

## (2) 地方への企業の本社機能移転の促進

### <概要>

東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を通じて、東京から地方への新しい人の流れを生み出す必要がある。このため、地方拠点強化税制や地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）の平成 30 年度改正内容を踏まえ、制度の利用促進に向け、企業への周知活動を強化し、地方への企業の本社機能の移転・拡充の促進を図る。

### 【具体的取組】

#### ◎地方公共団体や事業者等に対する周知活動の強化等を通じた企業の地方拠点強化の推進

- ・平成 30 年度税制改正において、地方拠点強化税制については小規模オフィスの移転及び拡充等が支援対象となるよう要件の緩和や移転型事業の対象地域の追加等を行ったところであり、本税制について、地方公共団体や地方支分部局、関係団体等を通じて広く事業者へ周知を図るとともに、地方公共団体主催の企業誘致セミナー等と連携してより効果的な広報活動を展開していく。また、地方への本社機能の移転や拡充を行った事例を基に、地方勤務の魅力を収集し全国へ発信することで企業の本社機能の地方移転や拡充の機運醸成を図っていく。
- ・本社機能の移転等を検討している事業者に対して、地方公共団体と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や相談対応を行っていく。
- ・企業誘致に有効な国及び地方公共団体の施策との連携を図ることにより、本社機能の地方への移転及び拡充を検討する企業が移転・拡充しやすくなる環境整備に取り組み、企業の地方拠点強化の推進を図る。

## (3) 生涯活躍のまちの推進

### <概要>

「生涯活躍のまち」の実現に向け、地域再生法に基づく特例措置（平成 30 年 3 月時点で 19 市町の「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ地域再生計画を認定）や地方創生関係交付金を活用した取組を進めている地方公共団体は増加している（生涯活躍のまち形成支援チームの対象地方公共団体（16 団体）では地域交流拠点やお試し居住住宅を 9 か所で整備）が、そうした取組を進める上で人材、ノウハウの不足が課題となっている。このため、各地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、好事例やノウハウを収集し、提供するとともに、地方公共団体ごとの取組の特徴、課題に応じたきめ細かな支援を行うなど、KPI の達成に向けて、「生涯活躍のまち」づくりを一層強力に支援していく（平成 29 年 10 月 1 日現在、取組を進めている地方公共団体数：79 団体）。

### 【具体的取組】

#### ◎「生涯活躍のまち」の推進

- ・「生涯活躍のまち形成支援チーム」の対象地方公共団体との意見交換や関連事業者へのヒアリング等を通じて、住まいや活躍の場、医療介護サービスの提供等に関する取組内容を把握し、特徴的な取組や課題等を整理・類型化した上で、取組事例集を作成した。今後はこれらの支援ツールを活用

しながら、「生涯活躍のまち」の推進に積極的な都道府県とも連携しつつ、「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、引き続き支援を行っていく。

- ・「生涯活躍のまち」に取り組んでいる地方公共団体の中でも、移住推進等の取組や関連施設の建設が進んでいるところもあれば、事業を推進していく人材や運営事業者の確保に課題を抱えているところもある。そのため、取組状況に応じた事業の実現可能性を高めることを目的に、関係府省や民間事業者が連携したセミナーを開催し、制度紹介やノウハウの共有を行うなど、「生涯活躍のまち」実現に向けたきめ細かな支援を行っていく。

#### (4) 政府関係機関の地方移転

##### <概要>

「総合戦略」及び「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。）等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を着実に進める。

##### 【具体的取組】

##### ◎政府関係機関移転の着実な推進

- ・研究機関・研修機関等の地方移転については、それぞれの取組について、関係者間で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、平成29年4月に本格移転の準備のため「地域文化創生本部」を京都に設置し、同年7月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、場所、移転時期等を決定した。また、平成30年通常国会で成立した改正文部科学省設置法等に基づき文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を図りつつ、今後も平成29年7月の文化庁移転協議会決定を踏まえ、全面的な移転に向けた取組を着実に進めていく。
- ・消費者庁については、平成29年7月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」を拠点にした取組を進めるとともに、オフィスの取組について、平成31年度を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。
- ・総務省統計局については、平成30年4月に和歌山県において「統計データ利活用センター」を開設した。今後、和歌山県と協力し地方創生に資する統計データの利活用を推進する。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、具体的な取組を進める。
- ・これら政府関係機関の地方移転の取組については、地方創生推進交付金や地方大学の振興など他の施策との連携もあいまって、移転の取組が地域イノベーションの進展等につながるよう、「政府関係機関移転に係る有識者懇談会」の意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを

行う。

- ・国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）については「移転基本方針」に沿って、ICTを活用した実証実験の試行・検討を進める。
- ・中央省庁のサテライトオフィスについては、地方で実施することが質の向上につながると考えられる業務等について一部の府省庁において試行の検討、実施を進めた結果等も踏まえて、地方で実施する必要性や効果が高いと考えられる業務について、実施を進める。このうち、内閣府においては、平成29年度に行った試行の結果等を踏まえ、全国の各地方ブロックにサテライトオフィスを順次設置し、地方公共団体への地方創生の取組のアウトリーチ支援に取り組む。

## 4. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### (1) 「地域働き方改革会議」における「働き方改革」の実践等

#### <概要>

出生率や出生率に関連の深い各種指標は地域によって大きく異なっており、出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」、「所得」及び「地域・家族の支援力」にも地域差がある。

このため、国全体での対策に加えて、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一体となって推進する。

また、地域の若者がどのように働くかについて多様な選択肢が得られるよう、全国規模の企業による地方での採用・選考活動の拡大や地域の優良企業の見える化を推進する。

#### 【具体的取組】

##### ◎「地域働き方改革会議」における取組の支援

- ・「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の進捗状況も踏まえ、各地域の「地域働き方改革会議」において、地域の特性に応じたワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、女性の活躍促進などの「働き方改革」の取組が進むよう支援する。このため、引き続き、「地域働き方改革会議」の求めに応じ、関係府省及び専門家から成る「地域働き方改革支援チーム」で必要な支援を行うとともに、各地域での特徴的な取組や実施上の課題について情報交換を行う場を設定するなどにより、各地域での取組の活性化を促す。
- ・また、地域働き方改革会議での検討に資するよう、「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」を必要に応じて、改訂し、提供する。
- ・さらに地域での取組の参考となるよう、「働き方」に関する指標の都道府県別一覧や国及び各地方公共団体の地域働き方改革に関する取組の「見える化」を図る。

##### ◎先駆的・優良な取組の横展開

- ・各地域の「働き方改革」を推進するため、先進的な取組の実施・普及を図ることとしている。具体的には、働き方改革についてワンストップで「包

括的支援」を行うための拠点の整備（平成 29 年度末時点整備実績：19 県）や、働き方改革アドバイザーを養成し企業に直接出向いて積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援」（平成 29 年度末時点派遣事業実施実績：44 県）、ひとり親家庭・若者無業者等の地方における就労・自立を支援する取組など、地方創生推進交付金を活用した取組を全国的に推進する。

#### ◎就業に関する多様な選択肢の見える化

- ・地域の若者が、地域の優良企業等の存在を認知し、多様な選択肢の中から就職先を選択できるよう、若者の採用や人材育成に積極的な企業や働き方改革に熱心な企業等について、国及び地方公共団体が連携して積極的な周知を行う。
- ・また、東京に本社を持つ大企業等に対し、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入を促すとともに、地方で積極的な採用活動を行っている企業の事例を調査・分析し、このような取組の拡大に向けた方策を検討する。

## (2) 出生数や出生率の向上に資する施策等の好事例の横展開

### <概要>

日本全体での出生数が減少している中であっても、比較的高い出生率を維持又は出生数・出生率の向上を実現している市町村も一部に存在している。こうした事例の背景となる要因について、幅広い観点から調査・研究を行い、他の地域でも参考にできるような事例にまとめ、好事例を横展開していく。

### 【具体的取組】

#### ◎出生数や出生率の向上を実現した好事例の横展開

- ・比較的高い出生率を維持又は出生数・出生率の向上を実現している市町村も一部に存在しており、背景には、行政・民間による、各種支援や住みやすいまちづくり、若い世代が男女ともに仕事と家庭を両立しやすい良好な就労環境、安心して子供を産み育てられる環境の醸成など様々な要因があると考えられる。
- ・このため、こうした地域における行政・民間の取組について、幅広い観点から調査・分析を行い、年内を目途にこの結果を取りまとめ、発信することにより、各地域における更なる課題把握や取組の推進を促す。

## 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

### (1) まちづくりにおける地域連携の推進

### <概要>

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、連携中枢都市圏の形成に向けた取組を全国に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受皿を形

成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。

さらに、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、都道府県を越えた広域的な地域づくりを推進する。

加えて、東京 23 区と全国各地域との連携を促進し、全国各地域の産業振興や観光振興を図る取組を推進する。

また、一定規模の人口や都市機能を有する都市圏の人口動態等について分析を行い、関係省庁と連携の下、広域ブロック圏単位で、人口の集積拠点となり、若者にとっての魅力が高めるなど必要な方策について検討する。

#### 【具体的取組】

##### ◎連携中枢都市圏の取組内容の深化

- ・平成 32 年度に連携中枢都市圏の形成数を 30 圏域とすることを目指す（平成 30 年 4 月 1 日現在：28 圏域）。
- ・先行圏域の形成から 3 年が経過し、各地で取組が進み始めたことから、各圏域の取組内容を更に深化させるため、圏域単位で取り組むことが期待される課題等の検討を平成 30 年度中に行い、連携中枢都市圏構想を強力に推進する。

##### ◎定住自立圏の取組内容の深化

- ・平成 32 年度に定住自立圏の形成数を 140 圏域とすることを目指す（平成 30 年 4 月 1 日現在：121 圏域）。
- ・先行圏域の形成から 8 年が経過し、各地で取組が進められていることから、各圏域の取組内容を更に深化させるため、圏域単位で取り組むことが期待される課題等の検討を平成 30 年度中に行い、定住自立圏構想を強力に推進する。

##### ◎都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

- ・「広域地方計画」（平成 28 年 3 月国土交通大臣決定）に位置付けられた 116 の広域連携プロジェクトの具体化を進め、都道府県を越えた地域の連携による広域的な地域づくりを推進する。特に、先導的なものとして事例形成を支援している 13 のプロジェクトについて、地域主導の運営体制の構築に向け、具体的な事業スキーム等の検討を進める。

##### ◎東京 23 区と全国各地域との連携の推進

- ・東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントやシンポジウムなど、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

## （2）エリアマネジメント等によるまちづくりの推進

### <概要>

地方都市において、地域再生法の改正により創設された地域再生エリアマネジメント負担金制度を含むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。

さらに、地方創生の推進に向け、観光振興や健康長寿など、地方で拡大する需要に対応した事業への不動産の円滑な供給を推進する。

## 【具体的取組】

### ◎地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用推進

- ・地域再生エリアマネジメント負担金制度<sup>(19)</sup>の内容や必要な手続について情報提供を行うとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

### ◎公共空間等における民間活力導入による地域活性化等

- ・公募設置管理制度や市民緑地認定制度など、都市公園法（昭和31年法律第79号）等の制度を活用した民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出の取組の促進などにより、公共空間等において民の力を引き出し、まちの賑わい創出や地域活性化を図る。

### ◎民間まちづくり活動の促進

- ・エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、団体間の連携による地域の財源を活用する仕組みの構築を図る。

### ◎地方都市等における「稼げるまちづくり」の推進等

- ・平成30年3月に関係府省庁一体となって取りまとめた「稼げるまちづくりを支援する包括的政策パッケージ2018」や、稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」（平成29年3月）等について、地域のまちづくりの担い手等に周知し、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。
- ・地方創生の推進に向け、観光振興や健康長寿など、地方で拡大する需要に対応した事業への不動産の円滑な供給等を推進するため、新たな地方創生型の不動産証券化制度である「小規模不動産特定共同事業」等の活用を推進するとともに、平成30年3月に取りまとめた「地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集」等について、地方公共団体や地域の不動産事業者、金融機関等への周知を図る。
- ・平成30年3月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき設置した「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」等を通じ、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。また、インバウンド需要の取り込みや魅力的なしごとの創出等の観点から、中心市街地・商店街におけるまちづくり人材の確保・育成やまちづくりに関わる推進体制の強化を図るとともに、地域へのインパクト・波及効果の高い事業への重点支援等により民間投資を促進する。
- ・平成30年3月に策定した「プロジェクトマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクトマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知することで、地方公共団体等の稼げるまちづくりの取組を支援する。

### ◎まちづくりにおける新たな手法による金融支援

<sup>(19)</sup> 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。平成30年通常国会で成立した改正地域再生法により創設。

- ・空き店舗、古民家等遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、これまでの事例を横展開するなどして、民間都市開発推進機構（民都機構）が地域金融機関と連携して設立するファンドの組成を推進する。
- ・クラウドファンディングを活用しつつ、民間まちづくり事業への支援を行うファンドを民都機構と地方公共団体が設立する事業について、事業者の活用意欲を高めるべく運用改善を図るとともに、地方公共団体の関係部局とも連携してファンド組成を推進する。
- ・少子高齢化や人口減少に伴い、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、財政負担の削減と施策効果の最大化を図るべく、まちづくり事業におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用可能性について検討する。

### （3）コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進

#### ＜概要＞

コンパクト・プラス・ネットワークについては、地方公共団体において立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等の作成が進み、本格的な実行段階に入っている（平成 29 年度末時点で立地適正化計画については、142 都市が、地域公共交通網形成計画については、410 団体が計画作成。）。「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、都市のコンパクト化と利便性が確保された公共交通ネットワーク構築に向けた地方公共団体の取組を省庁横断的に支援していくとともに、モデル的な取組の横展開を進め、裾野の拡大と全体の底上げを図る。

また、空き地等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生し、居住や都市機能の誘導・集約を阻害する「都市のスポンジ化」については、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）による新制度を活用した低未利用地の利用促進などの取組を促進する必要がある。

さらに、民間資金・ノウハウを活用し、老朽化・拡散した公共公益施設の更新・再編等を実施する事業を促進するため、当該事業に対して金融支援を行う。

#### 【具体的取組】

##### ◎コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進

- ・立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・人工知能（AI）・IoT 等の先進的技術をまちづくり分野に取り入れ、都市機能の高度化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上を図るため、先進的技術活用に関わる幅広い提案を基に官民協働で実証調査を実施し、その全国展開に向けた先導的モデルを提示するほか、分野横断的なデータ連携のための基盤・体制整備等を支援するなど、スマートシティの取組を推進する。また、AI や IoT を効果的に活用するため、まちづくりを含む多様な分野で電波をはじめとする情報通信技術の利活用を分かりやすく助言するメンター人材の育成を推進するための方策について平

成 30 年夏頃までに結論を得る。

- ・都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として選定した 32 都市に対し、各種支援メニューにより、集中的に取り組む支援する。
- ・人の属性（性別・年齢・世帯人数等）ごとの「行動データ」を基に、利用者の利便性、事業者の事業活動を同時に最適化する施設立地を可能とする「スマート・プランニング」について、引き続き具体都市での検証を通じ、システムの高度化を行うとともに、他都市への横展開を図る。
- ・健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係府省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。
- ・シェアリングエコノミーの普及、働き方の多様化等の社会情勢の変化を踏まえ、住宅市街地をめぐる課題の整理等を行い、その再生等に向けた検討を行う。
- ・平成 30 年通常国会で改正した都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）によるスポンジ化対策の新制度の周知・普及を図り、地域における低未利用地の利用促進・集約再編や、地域共同による公共的施設の整備・管理の取組を促進する。
- ・官民の協働による都市構造の最適化を図るため、地方公共団体が保有する都市計画情報のオープンデータ化等を通じて、データを利活用しやすくする具体的方策を整理し、平成 30 年度中にガイドラインを作成する。
- ・地域公共交通網形成計画の点検結果を踏まえ、地域公共交通網形成計画等の作成のための手引きを改訂し、計画の質の向上を図るとともに、地域公共交通再編実施計画への移行を促進する。
- ・「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」での検討を踏まえ、地方公共団体との連携強化や地域公共交通網の形成に関する好事例の共有等を図り、まちの活力の創出に資する地域公共交通網の形成を促進する。
- ・全国の公共交通機関の経路検索を拡充するための情報の整備やオープンデータ化を進めるとともに、全国で相互利用可能な交通系 IC カードを地域独自カード導入地域でも使えるようにする片利用共通接続システムの導入促進を図ることにより、公共交通の利便性の向上を図る。
- ・ICT・自動走行などの新技術の活用や、まちづくりとの連携、見守りサービスの導入、過疎地での貨客混載、MaaS<sup>(20)</sup>の実現等多様な分野と地域公共交通との施策連携により、利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルを構築する。
- ・都市機能誘導区域等において、地方公共団体の費用負担の平準化と民間事業者のリスク軽減を図りつつ、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等を進めるための金融支援を推進する。

<sup>(20)</sup> Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

#### (4) 遊休資産等の活用を通じた地域の「稼ぐ力」の向上

##### <概要>

地域の「稼ぐ力」を上げていくためには、遊休資産の有効活用が必要である。とりわけ、地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街においては空き店舗等の問題が顕在化しているため、平成30年通常国会で成立した改正地域再生法に商店街活性化を通じて地域再生を目指す計画制度及び特例措置を創設したところである。

各省庁からなる支援チームを立ち上げ、本制度を活用した各地方公共団体の取組を推進する。

あわせて、地域資産の活用を効率化するための「シェアリングエコノミー活用推進事業」を通じて、地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化を促進する。

##### 【具体的取組】

###### ◎空き店舗等の有効活用に向けた取組の促進

- ・商店街活性化を通じた地域再生を目指す計画制度を活用した各地方公共団体の取組を後押しするため、各省庁からなる支援チームを立ち上げ、各地域における関連する取組状況の共有と支援の促進を図っていく。

###### ◎シェアリングエコノミーを活用した地域資産の効率的活用

- ・遊休資産等の有効活用を促進するシェアリングエコノミーを活用し、地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化を図るモデルとなる事例について、平成32年度中の100事例の実現を見据え、平成29年度中の30事例の創出を目標としてきたところ、平成29年度末で37事例が実現したことを踏まえ、平成30年度中にこの事例数を倍増させる。この一環として、「シェアリングエコノミー活用推進事業」の推進により、事業のモデル化を行うとともに、構築されたモデルをシェアリングエコノミー伝道師の派遣等を通じ、全国への横展開を進める。

#### (5) 地方経済の中核・中核都市等への投資の喚起

##### <概要>

地方経済のエンジンとなる中核・中核都市等への更なる投資の喚起を図るため、AI、IoTなど、Society5.0の革新的技術を社会実装するなどの世界最先端の都市再生を力強く進め、地方創生を加速し、地方経済の活性化と地方における国民所得の向上を図り東京一極集中を是正していく。

そのために、都市再生緊急整備地域の候補となる地域の設定や都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」を整備するとともに、特定都市再生重点プロジェクトを推進していく。

##### 【具体的取組】

###### ◎都市再生緊急整備地域の候補となる地域の設定

- ・中核・中核都市等における民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、地方公共団体の意向等を踏まえ、必要に応じて早期の段階で、都市再生緊急整備地域の候補となる地域として公表できるようにする。

- ・候補地域では、地方公共団体、学識経験者、民間事業者、金融機関等幅広い関係者に加え、国も積極的に参画する連携の場を設立し、民間提案の機会の提供、スケジュールの共有、魅力的な案件形成等を行っていく。

#### ◎都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の整備、活用、普及

- ・まちづくりの課題や効果、将来像を、地理情報やバーチャルリアリティ技術等を用いて住民や投資家等に対して分かりやすく示す都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」を整備していくことで、中枢・中核都市等への更なる投資の喚起につなげていく。
- ・また、「i-都市再生」の活用、普及に向けて、全国でセミナー等を開催し、各都市に実践できる人材を創出・拡大していく。

#### ◎特定都市再生重点プロジェクトの推進

- ・「近未来技術社会実装関連プロジェクト」  
Society5.0の形成に資する近未来技術を社会実装するため、関連する都市再生プロジェクトを組成、推進する。
- ・「スーパー・メガリージョン関連プロジェクト」  
リニア中央新幹線により出現する7,000万人規模の集積効果を最大限に引き出し、我が国全体の経済活力を向上させるため、関連する都市再生プロジェクトを組成、推進する。

## (6) 集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成

### <概要>

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。

### 【具体的取組】

#### ◎「小さな拠点」の形成の推進

- ・平成29年5月現在、全国で908か所形成されている「小さな拠点」を1,000か所とすることを目指し、引き続き、関係府省庁が連携して取組を推進するとともに、新たに作成した法人化ガイドブックやポータルサイトをはじめ、全国フォーラム、地方創生カレッジ等による情報面・人材面の支援を行う。
- ・取組に当たっては、道の駅の活用や官民連携を推進するとともに、地域にひとを呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりを踏まえて、移住者向けの支援体制の整備（相談窓口やお試し居住、住宅紹介等）等に向けた普及啓発を図る。

#### ◎地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・5,000団体の形成を目指す地域運営組織については、平成29年度に4,177団体となったところであり、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告（平成28年12月13日取りまとめ）を踏ま

え、引き続き、地域運営組織の量的・質的向上を図る。

- ・地域運営組織の形成・持続的な運営に向けて、調査研究等を通じ、人材の育成・確保等の課題に直面している地域運営組織の取組を支援する。
- ・地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、各種法人制度の理解や周知を進めるとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、引き続き、具体的な検討を進める。
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。また、地域再生法の改正により、新たに設立時出資も特例措置の対象となったことを含め、制度周知の強化を図る。

## (7) 地域共生社会の実現

### <概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、社会保障や地域産業といった領域を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することにより、急速な少子高齢化、人口減少等による世帯構造の変化や個人や世帯の抱える課題の複合化に対応していく。

そのため、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに提供してきたサービスについて、複合化するニーズへの対応を強化するための包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

また、生産年齢人口が減少する中で、今後の医療・福祉ニーズの増大や地域における多様な支援ニーズに対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしとともに、多様なキャリアパスの構築等を通じた人材の有効活用を図っていく。

さらに、高齢者のみならず若年層や勤労世代など全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりを実現するため、疾病・介護予防や健康増進に向けた地域の実情に応じた取組を推進する。

### 【具体的取組】

#### ◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって解決する、包括的な支援体制づくりを推進するため、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施（平成 29 年度は 85 自治体。平成 30 年度は 150 自治体程度）し、全国展開に向けた課題や論点等を整理していく。
- ・「地域共生社会」の実現に当たり、改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。
- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用することにより、保健福祉分野に

において社会的事業の開発・普及を目指す。健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくりなどの幅広い事業分野において、社会的インパクト投資の枠組を活用した社会的事業の試行的な実施を通じて、成果指標の設定等の環境整備を行うとともに、その課題や有効性の検証を実施する。

- ・高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年度から、介護保険と障害福祉の両制度において共生型サービスを創設するなどして、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。
- ・就労上の困難を抱える方の就労・社会参加をかなえるため、障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害のうかがわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築する。

#### ◎専門人材の機能強化・最大活用

- ・住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を行い、平成33年度を目途に実施を目指す。それまでの当面の措置として、保育士試験を福祉系国家資格所有者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が受験する際に、各々の資格の養成課程において習得する福祉の基礎に関する試験科目の受験を免除するなどの措置を講じた。

#### ◎疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

- ・疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を自立・継続しうるものとするためには、地域全体の資源や知恵を活用して総合的に取り組むなどして、効果的・効率的に実施することが重要である。このような地方公共団体の創意工夫を凝らした取組を推進するため、民間企業や医療機関等の幅広い関係者との協働の下、観光・福祉・まちづくりなど様々な関係施策等と連携を図っている事例や成果連動型の支払いの仕組みを活用し効率的に取組を実施している事例など、参考となる事例の周知や、効果的・効率的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施できるよう関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を通じて、各地域における取組を推進する。
- ・また、人生100年時代を見据えて健康寿命の延伸を図るため、地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル<sup>(21)</sup>対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討する。

## （8）地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進

### <概要>

これまで取り組んできた「環境未来都市」構想は、環境・社会・経済の三側

<sup>(21)</sup> 要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

面における新たな価値創出によるまちの活性化を目指し SDGs の理念と軌を一にし、SDGs の達成に向けた取組の先行例といえ、SDGs の推進に当たっては同構想を更に発展させることが重要である。

また、我が国における SDGs の国内実施を促進するためには、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによる SDGs の達成のための積極的な取組が必要不可欠である。

一方、SDGs の推進に向けた地方公共団体の取組については、1%<sup>(22)</sup>にとどまっており、取組の裾野拡大が必要である。そのため、KPI (2020 年度 : 30%) の達成に向けては、引き続き SDGs の理解促進のための地方公共団体に対する普及促進活動の展開や SDGs 未来都市の選定を進め、モデル事業形成への資金的支援を継続する。

#### 【具体的取組】

##### ◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開

- ・ SDGs に関わる主体の知の交流の場として「環境未来都市」構想において実施してきた国際的なフォーラムの開催を継続するとともに、更なる機運醸成を図るため、地方公共団体が主催する SDGs 理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援を行うなど更なる地方公共団体向けの支援策を実施する。

##### ◎地方公共団体による SDGs 達成のためのモデル事例の形成

- ・ 地方公共団体が抱える課題は多様であり、より一層の SDGs の取組の裾野拡大が必要であることから、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向け、優れた取組を提案する都市・地域を引き続き SDGs 未来都市として選定し、その中で、特に先導的な提案についてはモデル事業として選定し、SDGs の達成に向けた事業や SDGs の理解促進、普及啓発のための事業に対する資金的支援を行う。また、関係府省庁を構成員とした「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」の下、関係府省庁の関連予算による補助事業等により強力に支援する。
- ・ 有識者の支援の下、モデル事業の各取組の達成状況をフォローアップする手法を確立し、モデル事業を形成し、普及展開を図る。

##### ◎官民連携による SDGs 推進プラットフォームを通じた民間参画の促進

- ・ 自治体 SDGs 推進に向けて、多様なステークホルダー、特に民間企業と地方公共団体等の連携を加速化させるため、「環境未来都市」構想推進協議会を「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム(仮称)」に改組し、地域の社会的課題の解決に向け、SDGs を自らの本業に取り込み、ビジネスを通じた民間企業の参画を促進する。

<sup>(22)</sup> 平成 29 年度に内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査を基にした推計値。

## IV. 地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢）

「わくわく地方生活実現政策パッケージ」をはじめ、地方創生の取組を推進するに当たっては、以下のとおり、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で地方公共団体を強力に支援する。

### 1. 情報支援

平成 27 年 4 月から、地域経済に関する官民のビッグデータを分かりやすく「見える化」した地域経済分析システム（RESAS）を提供し、地域の現状や課題の把握、強み・弱みや将来像の分析等、地方創生の取組を情報面から支援している。

利用者の利便性向上に向け、複数種類のブラウザでの閲覧の対応、画面表示速度改善のための改修や、地図検索機能の追加等を行った。あわせて、RESAS 関連情報（イベント等、分析事例）ページの追加等を実施した。また、普及促進に向け、政策アイデアコンテスト等の実施に加え、RESAS「地域経済循環マップ」の活用・分析手法について、地方公共団体向けの実践的なワークショップを実施した。

引き続き、利用者のニーズを踏まえたデータの更新や RESAS-API データのデータ更新等、利用者の更なる利便性向上を図るとともに、各地での出前講座、ワークショップや政策アイデアコンテスト等を通じた RESAS の普及促進に取り組む。

### 2. 人材支援

#### （1）地方創生カレッジ

地方創生人材を体系的に確保・育成するため取りまとめた「地方創生人材プラン」（平成 27 年 12 月公表）に基づき、地方創生の実践的知識を提供する「地方創生カレッジ」を開講（平成 28 年 12 月）した。複数の養成機関（大学や事業者等）が作成した e ラーニング形式でのコンテンツを、全国各地の幅広い年齢層・職種の方々に提供するとともに、まち・ひと・しごと創生本部事務局を中心に各省の地方創生関連施策の普及促進に活用されるなど施策推進のプラットフォームとしての役割も果たしつつある（開講後 2～3 年間で受講者 10,000 人を目標としていたが、平成 29 年度末時点で約 13,000 人）。また、養成機関や実践者のネットワーク形成等を図る Web サイト（地方創生「連携・交流ひろば」）を平成 29 年 3 月に開設している。

e ラーニングコンテンツについては、受講者のニーズ、今後の各施策の展開等を踏まえ、更なる充実を図っていく。あわせて、地方創生に携わる関係者のネットワーク拡充に向けた、情報発信の強化、一層の機運醸成等を図る。

#### （2）地方創生コンシェルジュ

地方創生コンシェルジュは、「地方版総合戦略」に沿って地方創生に取り組む地方公共団体に対する国のワンストップ窓口として機能している。今後も、日々の相

談対応に加え、現場のニーズの把握及び制度の更なる周知のため、都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの意見交換会を地方開催も含め随時開催するなどにより、地方公共団体をはじめとする現場の声を聞きながら、各種相談に対し、前向きに具体的な提案ができるよう、親切・丁寧・誠実な相談対応を行う。

### **(3) 地方創生人材支援制度**

地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む意欲を持ちながら、その取組を担う人材が不足しがちな比較的規模の小さい市町村に対して、意欲ある国家公務員、大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する制度である。平成 27 年度の制度創設以降、これまで 4 年間で 204 の市町村に対し、人材を派遣している。派遣された人材は、それぞれの市町村の「地方版総合戦略」の企画・立案及びその推進を中核的に担っている。

本制度は、活用した市町村から高い評価を得ていることから、平成 31 年度の派遣についても、各府省・大学・民間企業の協力の下、引き続き、地方創生を積極的に推進する市町村と人材のマッチングを図る。またその募集に当たっては、市町村や人材にとって、より活用しやすい制度となるよう、見直しを行う。

このほか、報告会の開催等を通じて派遣者に対する支援を行うとともに、地方創生の取組の好事例・ノウハウの蓄積を図り、市町村や派遣された人材へ還元・共有するなど、本制度をフォローアップする体制を充実させ、地方創生の取組の更なる全国展開を推進する。

## **3. 財政支援**

平成 28 年度に創設された地方創生推進交付金については、平成 29 年度予算、平成 30 年度予算においても引き続き 1,000 億円を確保した。また、これまで、地方公共団体からの要望等を踏まえ、ハード事業割合の緩和や交付上限額の引き上げを行ってきたところであり、更に、平成 30 年度においては、特に地方公共団体からの要望が多かった年度当初からの事業が可能になるよう、交付決定時期の早期化を行った。今後とも、必要に応じ、地域の実情を踏まえた弾力的かつ適切な運用に努めるとともに、地方創生の更なる深化や新たな展開に向け、地方創生推進交付金の運用の充実等について検討を行う。

また、平成 30 年 4 月には、地方公共団体の KPI の設定や事業の効果検証方法、特徴的な取組事例を取りまとめた「地方創生事業実施のためのガイドライン」を作成した。今後は、全国説明会や個別相談、サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援などの機会を通じて、本ガイドラインを活用しつつ、地方公共団体に対し地方創生関係交付金の有効な活用を促し、国として、意欲と熱意のある地方公共団体が、地域特性を活かした特徴的な事業を構築する取組を支援する。

さらに、平成 30 年度に創設された地方大学・地域産業創生事業の活用を促すため、全国説明会や個別相談等の機会を通じ、事業の周知を図る。事業の執行に当たっては、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業を地方大学・

地域産業創生交付金等と連動することにより、地域における若者の修学及び就業を一層促進する。

「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成 27 年度から引き続いて平成 30 年度においても、地方財政計画の歳出に 1 兆円を計上したところであり、少なくとも「総合戦略」の期間である平成 31 年度までは継続し、1 兆円程度の額を維持することとする。

都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方において、いきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

ふるさと納税については、ふるさとや地方公共団体の取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方公共団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段となっている。平成 30 年度から、地方公共団体による地域における起業支援や移住・定住対策の取組を支援するため、クラウドファンディング型のふるさと納税の仕組みの活用を促進する。

平成 28 年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、これまでに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的な PR 活動を行う。また、地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。

地方拠点強化税制については、平成 30 年度税制改正において小規模オフィスの移転及び拡充等が支援対象となるよう要件の緩和や移転型事業の対象地域の追加等を行ったところであり、利用促進のために制度周知を強化する。